

防整建第2005号
令和7年3月31日

大臣官房会計課長
地方協力局環境政策課長
防衛大学校総務部会計課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局総務部経理課長
防衛医科大学校事務局企画部管理施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部監理部会計課長
陸上幕僚監部防衛部施設課長
海上幕僚監部総務部経理課長
海上幕僚監部防衛部施設課長
航空幕僚監部総務部会計課長
航空幕僚監部防衛部施設課長
情報本部総務部会計課長 殿
防衛監察本部総務課長
各地方防衛局総務部長
北海道防衛局管理部長
東北防衛局企画部長
北関東防衛局管理部長
南関東防衛局管理部長
近畿中部防衛局企画部長
中国四国防衛局企画部長
九州防衛局管理部長
沖縄防衛局管理部長
各地方防衛局調達部長
各防衛支局長
東海防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局建設制度官
(公印省略)

建設工事に係る入札等における企業の参加要件について（通知）

標記について、入札や契約の方式によらず内容が建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める建設工事をいう。）に該当する場合における企業の参加要件について、別紙のとおり遺漏のないよう措置されたい。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設計画課、施設整備官、提供施設計画官

建設工事に係る入札等における企業の参加要件

1 目的

入札や契約の方式によらず内容が建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める建設工事をいう。）に該当する場合、建設業法第3条第1項ただし書きの政令で定める軽微な建設工事を除き、受注者は同法に基づく建設業の許可を有していなければならない。さらに、公共性のある施設又は工作物に関する建設工事については同法第27条の23の規定に基づく経営事項審査を受けている必要がある。このため、内容が建設工事に該当する入札等における企業の参加要件に建設業の許可を設定することで、適切な契約事務の履行に努めることとする。

2 参加要件の設定

建設業の許可を有しない企業が入札に参加することを防止するため、以下の記載例を参考に、企業の参加要件を設定し、入札公告等に記載する。

【建設工事請負契約における競争参加資格の記載例】

- (○) 防衛省における〇〇〇・〇年度^{※1}一般競争入札（指名競争）参加資格（以下「防衛省参加資格」という。）のうち、「〇〇工事^{※2}」に係る「〇」の格付を受け、〇〇〇〇^{※3}に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続の格付を受けていること。）。

【建設工事請負契約以外^{※4}における競争参加資格の記載例】

- (○) 建設業法（昭和24年法律第10号）第3条に規定する「〇〇^{※5}工事業」に係る建設業の許可を有し、同法第27条の23に基づく有効な経営事項審査を受けていること。

※1：有効な元号及び年度を記入する（例：令和7・8年度など）

※2：級別の格付を求める工事の種別を記入する（例：管工事、電気工事など）

※3：当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記入する（例：北関東防衛局など）

※4：物品・役務契約等が対象

※5：該当する建設業の許可を記入する（例：管工事業、電気工事業など）